

留学生の住所登録に関するお願い

留学生が来日後に、つくば市役所へ住所の登録に来庁の際には、以下の点に気をつけていただき、留学生のサポートをお願いいたします。

1 住所の変更について

| | |
|---------------------|--|
| (1) チューターのみなさまへのお願い | <ul style="list-style-type: none">・ 来庁時は、職員が留学生の方に届出の内容について質問をしますので通訳をお願いします。・ 手続中は留学生のサポートをしていただきますようお願いいたします。・ 住所登録と同時に、住民票の写しの交付が可能となります。来日してすぐに必要な方もいらっしゃるようです。住民票の写しが必要か来庁前に確認をしていただきますようお願いいたします。 |
| (2) 届出をするべき期間 | <ul style="list-style-type: none">・ 新住所に住み始めた日から14日以内 |
| (3) 届出場所、受付時間 | 場所: つくば市役所 1F 市民窓口課 (別紙2 1階のフロア案内図) 日時: 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時45分から16時30分まで ※外国人の方は、木曜延長窓口(16時30分以降)のお手続きはできません。 |
| (4) 当日留学生がもってくるもの | A 【海外からの転入】 <ul style="list-style-type: none">・ 在留カード・ パスポート(茨城空港から入国して在留カードを後日受け取る方のみ) B 【国内の他市区町村からの転入】 <ul style="list-style-type: none">・ 転出証明書 ※ 国内の前住所地の自治体で、転出届を提出すると交付されます。・ 在留カード・ マイナンバーカード(顔写真付) C 【海外からの再転入(在留期間内の再入国)】 <ul style="list-style-type: none">・ 在留カード・ パスポート |
| (5) 住所変更の届出書 | <ul style="list-style-type: none">・ 届出書は市民窓口課前の記載台に備え付けてあります。留学生本人に記載していただきます。 |

2 国民健康保険について

| | |
|------------|---|
| (1) 加入の必要性 | <ul style="list-style-type: none">・ 3か月以上の在留期間が認められ、在留カードを所持する方は、国民健康保険(以下「国保」)に加入する必要があります。加入することで病院での治療費の自己負担額が30%で済みます。・ 住所登録の際に手続きをお願いいたします。・ ※3月～4月、9月～10月の繁忙期は、対応が異なる場合があります。 |
|------------|---|

3 国民年金について

| | |
|------------|---|
| (1) 加入の必要性 | <ul style="list-style-type: none">・ 日本に住んでいる20歳から60歳までの方は、加入しなければいけません。所得が少ない20歳以上の学生は、学生納付特例制度により、保険料の納付が免除されます。住所登録の際に手続きをお願いいたします。 |
|------------|---|

4 マイナンバーについて

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>(1) マイナンバーの通知</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年から日本国内に住民登録をするすべての方(外国人含む)にマイナンバーが附番されます。 ・ 転入届をしてから2～3週間後に簡易書留(※)郵便により、「個人番号通知書」が届きます。必ず受け取ってください。 <p>※簡易書留は、郵便局からお住いの住所に配達されますが、本人に直接渡すものです。ポストへ投函されません。</p> |
| <p>(2) マイナンバーカード(顔写真付)の作成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「マイナンバーカード(顔写真付)」の交付申請書が個人番号通知書に同封されています。 ・ マイナンバーカードの申請は、強制ではなく任意です。 |

5 住所の変更や帰国に際する諸注意

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>(1) 届出する期間</p> | <p>A(つくば市内で引っ越す場合【転居】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新住所に住み始めてから14日以内 <hr/> <p>B(つくば市外に引っ越す場合、海外へ帰国する場合【転出】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異動予定日のおおむね14日前から |
| <p>(2) 留学生本人が持ってくるもの</p> | <p>A(転居の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード ・ マイナンバーカード(顔写真付) ・ 国民健康保険証(加入している方のみ) <hr/> <p>B(転出の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード ・ マイナンバーカード(顔写真付) ・ 国民健康保険証(加入している方のみ) |
| <p>(3) 【国民健康保険】資格喪失の手続き</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出することで、国保は資格喪失となります。国民健康保険証の返却と国保税の過不足の精算が必要です。 |
| <p>(4) 【国民年金】脱退の手続き</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金は転出では脱退となりません。脱退の申出を帰国までにしてください。 |
| <p>(5) 各種市税・公共料金の精算</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本にいる間につくば市から請求された市税や公共料金については、帰国前に精算する必要があります。帰国までに精算してください。未払いのまま帰国しても、滞納による追加の徴税・課金があります。 ・ 詳細については、請求元の担当課へお問い合わせいただきますようお願いいたします。 |

6 問合せ先

つくば市 市民部市民窓口課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111(代表)
HP <http://www.city.tsukuba.lg.jp/>